

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 労働基準法改正

Q: 今年の4月から労働基準法が改正されるようですが、改正のポイントを教えてください。

A: 労働基準法の一部を改正する法律が成立し一部を除き平成11年4月1日から施行されます。改正の内容は次のようなものです。

#### (1)労働契約期間の上限

新商品、新技術の業務、新規事業の展開などのプロジェクト業務に従事する高度の専門的知識、技術等を有する者を確保するため、新たに雇い入れる場合や60才以上の高齢者について、労働契約期間の上限が3年になります。

#### (2)裁量労働制の適用範囲を拡大

企業の本社等の中枢部門で企画、立案等の業務を自らの裁量をもって遂行するホワイトカラーについて、裁量労働制を適用することができるようになります。

#### (3)女子保護規定の解消に伴う時間外労働の緩和措置

育児や介護を行う女性労働者のうち希望者について、時間外労働が1年について150時間以下と緩和されます。

#### (4)年次有給休暇

2年6カ月を超える継続勤務1年ごとに2日ずつの増加になります。

#### (5)1年単位の変形労働時間制

1日10時間、1週52時間を所定労働時間の上限とし、割増賃金の支払を条件に変形期間中の中途採用者等も1年単位の変形労働時間制が適用できるようになります。

